

伊予市副市長の定数を定める条例の制定について

問

一・地方自治法で決まったから義務規定か、各市町村の判断で良いのか。
二・人口規模で、何人と決まった規定があるのか。
三・助役と副市長の権限の差は
四・市長に事故があった時、自動的に代わることが可能か。

答

一・二・義務規定であり、定数について原則一人であるが、市町村の判断で条例で定めることになっている。
三・助役の権限プラス、長の権限の委任を受けた場合、政策・企画・監督・経営管理、そして執行をする規定が追加された。
四・事故があった時、副市長は職務代理人となるが、市長は新たに選挙し直さなければならぬ。

JR伊予市駅前街の交流拠点施設条例の全部を改正する条例について

問

一・開館日・開館時間の統一の指導はどうなっているか。
二・利用料金・手数料の扱いはどうなっているか。
三・テナントの入居期間が条例中に示されていないが、どうなっているか。
四・町家活性化の展望を示してほしい。

答

一・十九年四月一日から、指定管理者制度が導入されるので、会社とテナントで協議し、町家全体の活性化につながるような統一の開館日・開館時間を設定していこうという話し合いを行った。
二・家賃等の利用料金は、市の収入であったが、指定管理者の収入とした。手数料は、それぞれの出荷者と協議をし、合意の率をいただくということで、条例上の規定はない。ボックスも同様である。
三・テナントの入居の契約期間は一年となっている。運用

上、三ないし五年ということ
で双方合意をしている。
四・地元の実業者との共存を図りながら収益を上げる必要がある。物産の販売のみといった単なる商業施設ではない。町家の交流拠点として中心市街地の活性化に取り組むことが、今求められている。

平成十八年度伊予市一般会計補正予算(第七号)について

(仮称)第3別館について

問

行政の効率化を考えると庁舎は一方所に集約する方が効率が上がると考えられるが、今回購入しようとする意図と単価はいくらになっているか。
また、地元民間業者が購入の意思を示し広島銀行と交渉していたと聞かすが、説明は十分にできていたのか。
市が購入するに当たり、直接購入ではなく、土地開発公社が一度購入しているが、むだになっていないか。



旧広島銀行

答

庁舎は一方所が良いのは十分認識しているが、すぐに庁舎を建て替える時期でもなく、現庁舎から近い場所でもあり、また宮内邸の今後の存続問題にも影響が考えられ、福祉部門の集約を図るため購入を計画した。購入単価は土地が坪二二万円、建物が坪三、四〇〇円である。

地元業者の件は契約寸前になって初めて聞いた話で、行政からも広島銀行からも十分に説明し御理解をいただいていると認識している。

土地開発公社で購入した経緯は、広島銀行との交渉の中で、どうしても九月に買ってほしいとのことで、予算措置の問題もあり、一度土地開発公社が購入する形となった。登記の費用に関しては、重複して費用が発生することはない。

備品購入費について

問

手動車いす対応型昇降機の児童の試乗等、どのような方法で行い、教育委員会等の見解はどうであったのか、経過等を伺いたい。

答

まず最初に市役所で試乗を行い、その後伊予小学校で児童も試乗を行った。
階段の昇降は、生活支援員が一緒に行った。
試乗後の児童の感想は、別段不安はないとのことであった。

